

特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1:新型インフルエンザ等医療型、A-2:重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

		農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関		
--	--	--	--	--

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業(通所、短期入所を除く)、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
医療機器 修理業 医療機器 販売業 医療機器 賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器 製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要なガスの安定的・ 適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な通貨および金融 の安定	財務省
空港管理 者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な旅客運送及び 緊急物資の航空機 による運送確保のた めの空港運用	国土交通省
航空運輸 業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な旅客運送及び 緊急物資の運送	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券 決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LPガスを含む)の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売	農林水産省 経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品 小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給(缶詰・農産保存食料品、精穀、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省

業種	類型	小分業種類	社会的役割	担当省庁
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1: 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(= 新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2: 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3: 民間の登録事業者と同様の職務

【区分1: 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務】

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務(秘書業務を含む。)	区分1	内閣官房
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下のとおり ・対策本部、幹事会、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省

検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政府)	区分1	内閣官房法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む。)	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法府)	区分1	—

【区分2: 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務】

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所)の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送その他、第一線(部隊等)において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

【区分3: 民間の登録事業者と同様の業務】

(1)の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者(管制業務を含む。)、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

新型インフルエンザ等対策における

国・都道府県・市町村の役割分担について

新型インフルエンザ等対策については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて具体的な内容や関係機関の役割等を示したところである。

幅広い政策分野においてきめ細かな対応が求められる新型インフルエンザ対策を推進するためには、国・都道府県・市町村が相互に連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。

このため、行動計画やガイドラインに示す新型インフルエンザ等対策における各機関の役割分担が理解しやすいよう、下記の対策に関して別添のとおり整理する。

対策(大項目)	対策(小項目)	参照ガイドライン
サーベイランス	サーベイランス(表1)	サーベイランス
予防・まん延防止	水際対策(表2)	水際対策
	まん延防止(表3)	まん延防止、事業者、職場、個人、家庭及び地域
	予防接種(表4)	予防接種
医療	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出、予防投与(表5)	抗インフルエンザウイルス薬
	帰国者・接触者外来、入院病床、一般の医療機関(表6)	医療体制
国民生活及び国民経済の安定の確保	生活支援(表7)	個人、家庭及び地域 埋火葬の円滑な実施

表1 サーベイランス

分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期		小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時から継続して行うサーベイランス体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・患者発生のサーベイランス ・ウイルスサーベイランス ・入院サーベイランス ・学校サーベイランス等 ・感染症流行予備調査 ・鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出基準(条例定義)の通知 ● 患者全数把握の実施を通知 ● 学校サーベイランスの強化を通知 ● ウイルスサーベイランスの強化を通知 ● 国民の免疫保有状況の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 臨床情報の分析 ● 迅速診断キットの感度・特異度等の有効性の検証 ● 死亡・重症患者の状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校サーベイランス等の強化の中止を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者全数把握を中止を通知 ● ウイルスサーベイランスの強化の中止を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再流行の早期探知のため、学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスの強化を通知
	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査に関する都道府県等の職員を対象とした研修等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生時における積極的疫学調査の支援(必要に応じて国立感染症研究所職員のパイプ) 		<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査の支援の中止 		
都道府県等 1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平時から継続して行うサーベイランスの実施 ● 地域の実情に応じたサーベイランスの実施(必要に応じて) ● 報告機関に対する報告内容・方法等に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者全数把握の実施 ● 学校サーベイランスを強化し実施 ● ウイルスサーベイランスを強化し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡・重症患者の状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校サーベイランス等を平時の体制に戻し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者全数把握を中止。(ただし、地域感染期以降についても都道府県等の判断により継続可能) ● ウイルスサーベイランスを平時の体制に戻し実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスを強化実施
	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査に係る資料等を参考に、職員の研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査において、「疑似症患者」、「患者(確定例)」、及び「濃厚接触者」の調査の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的疫学調査の中止 		
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ● 国及び都道府県等の要請に応じ、適宜協力 ● 地域の実情に応じたサーベイランスの実施(必要に応じて) 					

●従来の計画を評価、第一波に備える

- 1): 保健所を設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。
- 2): 国は各段階で得た情報の収集・分析等した上で、対策立案・情報還元を活用する。
- 3): 都道府県等は各段階で得た情報を国に報告するとともに、分析等した上で、情報還元する。

表2 水際対策(検疫、来航者への対応、在外邦人への支援等)

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	検疫	<ul style="list-style-type: none"> ●検疫体制強化の準備(個人防護具や器材の備蓄等) ●停留施設の確保 ●検疫所での訓練等の実施 ●健康監視体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●検疫の強化 ●必要に応じ、検疫空港・港の集約化、隔離、停留等の実施 ●航空・船舶会社に運行自粛等を要請 ●健康監視対象者情報の都道府県への送付 ●都道府県からの報告の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内の感染拡大状況等を踏まえ、検疫体制を縮小・終了 		<ul style="list-style-type: none"> ●従来の計画を評価
	来航者への対応		<ul style="list-style-type: none"> ●外国人に対する査証措置(審査の厳格化、発給の停止) ●密告者の取締強化 ●第三国経由の入国者対策 	<ul style="list-style-type: none"> ●来航者への対応の継続 		
	在外邦人への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ●在外邦人支援の準備と情報提供 ●諸外国や国際機関等との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ●在外邦人支援と帰国希望者支援 ●感染症危険情報の提供 ●渡航自粛の呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ●在外邦人支援と帰国希望者支援の継続 ●情報提供の継続 ●不要不急の出国自粛の勧告 		
都道府県	検疫等	<ul style="list-style-type: none"> ●検疫所の実施する訓練等への参加 ●入国者における健康監視体制の整備¹⁾ 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の要請に応じ、適宜協力 ●健康監視の実施及び国への結果報告¹⁾ 	(終了時期は、 国が判断)		<ul style="list-style-type: none"> ●国の要請に応じ、協力
市町村	検疫等	<ul style="list-style-type: none"> ●国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力 				

1): 「健康監視」については、保健所を設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う。

表3 まん延防止

	未発生期	海外発生期		国内発生早期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知 ●衛生資器材等の供給体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内でのまん延防止対策の準備 ●感染症危険情報の発出等 ●在外邦人支援 	緊急事態ではない	<ul style="list-style-type: none"> ●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請 ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●必要に応じて、学校等におけるまん延防止策の実施に資する目安を示す ●都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等における感染対策の強化を要請 		<ul style="list-style-type: none"> ●従来の計画を評価、第二波に備える
			緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ●重点的感染拡大防止策の実施の検討、結論を得る。 		
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知※ 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内でのまん延防止対策の準備※ 	緊急事態ではない	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症去に基づく患者への対応や濃厚接触者への対応を行う※ (地域感染期には、患者対策及び濃厚接触者対策は実施しない。) ●公共交通機関に対し、感染対策を講ずるよう要請 ●国が示す目安を踏まえ、臨時休業を適切に行うよう、学校の設置者に要請 ●住民や事業者等に対し、基本的な感染対策等の勧奨や従業員の健康管理・受診の勧奨等を要請※ 		
			緊急事態の場合	<ul style="list-style-type: none"> ●不要不急の外出自粛の要請等 ●施設の使用制限等の要請等 (地域感染期には、患者数の増加に伴い、地域における医療提供体制への負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことにより重症者・死亡者数が増加する可能性が見込まれる特別な状況下において実施) 		
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における対策の普及 ●国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力 					

※：保健所を設置する市及び特別区は、都道府県と同様の役割を担う

表4 予防接種

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期		
国	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンの研究開発を促進 ●プレパンデミックワクチンの原液の製造・備蓄(一部は製剤化) ●円滑に流通できる体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に登録作業を周知し、申請を受け、登録を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●備蓄したプレパンデミックワクチンのうち、有効性が期待できるもののうち製剤化分の接種、原液の製剤化の要請 ●厚生労働省(国立感染症研究所)はパンデミックワクチン製造株の開発、作成を行い、製造販売業者に生産開始を要請 ●供給量の計画策定 ●必要に応じて輸入ワクチンを確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要に応じ、特定接種の実施を決定 ●基本的対処方針にて総枠、対象、順位など具体的運用の決定 ●国家公務員の対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンを確保し、速やかに供給する ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンを確保し、速やかに供給する ●特定接種の継続 ●データの収集・分析などを行い、情報の提供を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の計画を評価、第二波に備える
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑に流通できる体制を整備 ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村に対し、接種体制の構築の準備を要請 ●ワクチンの種類、有効性・安全性、接種体制等につき情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●実施について基本的対処方針等諮問委員会に諮り決定 ●新型コロナウイルスに関する情報を踏まえ、接種順位を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンを確保し、速やかに供給する 		
都道府県	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ●円滑に流通できる体制を整備 ●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●国の方針に従い、再整備 		
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村が速やかに接種できるよう技術的支援、接種体制の構築への協力 			
市町村	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続 			
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ●実施主体として速やかに接種できる体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種体制(医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等)の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団的接種を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民接種の継続 			

表5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・放出、予防投与

分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ●抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の確認、適正な流通の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握 ●抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導 ●必要に応じ製造販売業者に対して追加製造を指導 ●都道府県と連携し、医療機関等に対し、新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者(患者の同居者、濃厚接触者、医療従事者・水際対策関係者等)に必要な応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請 		<ul style="list-style-type: none"> ●全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を把握 ●都道府県からの補充要請に対し、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、卸業者を通じて放出 ●予防投与の効果等を評価した上で患者の同居者に対する予防投与を継続するか決定 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">●従来の計画を評価、第二波に備える</p>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置し、在庫状況等を把握する体制整備 ●備蓄の放出方法について取り決める 	<ul style="list-style-type: none"> ●抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等で協議された内容を確認するとともに、未発生期に整備した体制を用いて、在庫状況等の把握を開始 ●卸業者に対し、製造販売業者が流通備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を早期に確保し、感染症指定医療機関等に発注に対応するよう指導 ●備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を経時的に国に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ●各医療機関等での使用状況及び在庫状況に関する情報を収集 ●必要に応じて卸業者に対し各医療機関等の発注に対応するよう指導 ●市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に供給 ●備蓄量が一定量以下になった時点で国に補充を要請 ●備蓄分の使用状況及び在庫状況を国に経時的に報告 		
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県からの要請に応じ適宜協力 				

表6 帰国者・接触者外来、入院病床、一般の医療機関

分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップ ●医療機関へ个人防护具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関の診療継続計画の作成要請、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正し、関係機関に周知 ●新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 ●国立感染症研究所において検査体制の確立。地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対し技術的支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 ●患者等が増加してきた段階では、都道府県等に対し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県等に対し、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請 ●引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 	<p>●従来の計画を評価、第二波に備える</p>
都道府県 1)	<ul style="list-style-type: none"> ●二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、保健所関係機関対策会議を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備 ●医療機関へ个人防护具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関へ診療継続計画の作成要請、支援 ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの設置準備。感染症医療機関等での入院患者の受入準備 ●地域感染期における医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの設置 ●帰国者・接触者外来を有しない医療機関を患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの継続 ●新型インフルエンザ患者に対し、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等での入院措置 ●患者等が増加してきた段階では、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、地域医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療 ●地方衛生研究所においてPCR等の確定検査 ●医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、地域医師会等と連携しながら、一般の医療機関において診療 ●入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知 ●医療機関が不足した場合、定員超過入院や臨時的医療施設の設置等において医療を提供 ●通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合、医療関係者に対する要請等を検討 ●電話再診患者等への抗インフルエンザウイルス薬等の処方方法の周知 ●検査のキャパシティからPCR検査等の実施の優先順位を判断 ●引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県からの要請に応じ適宜協力 			<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者への支援 ●都道府県からの要請に応じ適宜協力 	

1): 保健所を設置する市及び特別区は、都道府県との協議上、都道府県と同様の役割を担うことは可能

表7 生活対策(生活支援、埋火葬)

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	生活支援	●コールセンターの設置				
	埋火葬	●国民への注意喚起 ●都道府県等からの要請に対し、必要に応じて支援				
都道府県	生活支援	●市区町村に対し、必要な支援			●必要に応じて、都道府県の防災備蓄資材を市町村に配送	
	埋火葬	●火葬体制の整備、近隣都道府県との連携体制の構築	●相談窓口の設置	●資器材等の備蓄	●情報の把握、資材等の確保	●火葬場経営者への可能な限りの火葬炉の稼働要請、広域的な火葬体制の整備、遺体の保存対策、一時的な埋葬を考慮
市町村	生活支援	●食料品・生活必需品等の確保、配分等の方法についての検討 ●支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討	●住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施 ●その他、必要と思われる住民支援			
		●新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握	●要援護者への支援			
	埋火葬	●死亡者増加をふまえ、円滑な埋火葬のための体制整備(遺体保管場所等確保)	●相談窓口の設置		●死亡者の増加にともない、円滑な埋火葬体制の準備開始	●火葬体制の整備 ●臨時遺体安置所の拡充 ●墓地埋葬法の手続の特例に基づく埋火葬に係る手続

●従来の計画を評価、第二波に備える

●ア 行

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ SNS(Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービスの略称。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。「コミュニティー」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。最も会員数の多いSNSはFacebookとされている。

○ 大阪府感染症情報センター

府内における感染症全般について、患者情報、病原体情報などを収集分析し、大阪府に報告するとともに、医師会などの関係機関に提供・公開する機関で、大阪府立公衆衛生研究所に設置されている。

○ 大阪府新型インフルエンザ等協力医療機関

新型インフルエンザ等患者の治療を行う医療機関で知事が登録するものをいい、府内の保健所と連携し、新型インフルエンザ等患者の治療を行い、感染拡大防止に寄与する。

○ 大阪府立公衆衛生研究所

府民の健康と生活の安全を守るために様々な試験・検査、調査・研究、研修・指導及び情報の収集・解析・提供を行っている大阪府の組織。研究所内には、大阪府感染症情報センターがあり、府全域のサーベイランスの集約、分析、公表を行っている。

●カ 行

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する

事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと(不要不急の外出の自粛等)や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間(最大3年)や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 国立感染症研究所

厚生労働省所管の研究施設。国民の保健医療の向上を図る予防医学の立場から、広く感染症に関する研究を総合的に行い、国の保健医療行政の科学的根拠を明らかにするとともに感染症の制圧を目的としている。

新型インフルエンザ等の発生時には、検査キットの開発・配布、ウイルスの遺伝子検査の確定診断を行う。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment) 略称:PPE

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

●サ 行

○ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析を示すこともある。

○ 死亡率(Mortality Rate)

本計画では、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 症例定義

国への「報告基準」である。新型インフルエンザや新感染症はまだ発生していないため、発生後にその基準が作られ、国の統一した基準により発生状況等を把握し対策を行うことになる。また感染症法における入院勧告や就業制限を行う際の適用基準にもなる。

なお「症例定義」は医師の臨床診断や保険病名を制約するものではない。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ(A/H1N1)／インフルエンザ(H1N1)2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 相談窓口

本計画では、海外で新型インフルエンザが発生した際に、都道府県や市町村等において一般市民向けに設置するお問い合わせ窓口のこと。

○ WHO (World Health Organization: 世界保健機関)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。(WHO憲章第1条)」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

● ナ 行

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

● ハ 行

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

○ 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。

○ 保健所設置市

地域保健法第5条第1項に基づき、保健所を設置する地方公共団体のこと。府内では、大阪市・堺市・豊中市・高槻市・東大阪市、平成26年度からは枚方市がこれに該当する。

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1)-1 政府の体制強化

- ① 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。(内閣官房、関係省庁)
- ② 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係省庁において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、水際対策、在外邦人へ情報提供等の対策に関する措置について検討する。(内閣官房、厚生労働省、外務省、関係省庁)

(1)-2 国際間の連携

- ① 国は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行う。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

- ① 国は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所(WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等)及び検疫所は、情報を得た場合には速やかに関係部局に報告する。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)
 - ・ 国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)
 - ・ 国立大学法人北海道大学:OIE リファレンスラボラトリー
 - ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
 - ・ 地方公共団体

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ① 国は、国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、

医師からの届出により全数を把握する。(厚生労働省)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した地方公共団体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。(内閣官房、厚生労働省)

(3)-2 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて地方公共団体に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を行い、また、国民に積極的な情報提供を行う。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外邦人への情報提供

① 国は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接又は国内の各学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。また、国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、同様の情報提供、注意喚起を行う。(外務省、厚生労働省、文部科学省)

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染防止策

(4)-2-1 水際対策

① 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を行う。

② 検疫所は、検疫法の対象となる鳥インフルエンザについては、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等を実施する。(厚生労働省)

(4)-2-2 疫学調査、感染対策

① 国は、都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派

遣し、地方公共団体と連携して、積極的疫学調査を実施する。(厚生労働省)

- ② 国は、都道府県等に対し、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等の実施を要請する。(厚生労働省)
- ③ 国は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、自宅待機を依頼する。(厚生労働省)
- ④ 国は、国内発生情報について、国際保健規則(IHR)に基づき、WHOへ通報する。(厚生労働省)

(4)-2-3 家きん等への防疫対策

- ① 国は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- ② 国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。(関係省庁)
 - ・ 都道府県との連携を密にし、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を支援する。(農林水産省)
 - ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。(防衛省)
 - ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。(警察庁)

(5) 医療

(5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 国は、都道府県等に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。(厚生労働省)
- ② 国は、都道府県等に対し、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。(厚生労働省)
- ③ 国は、都道府県等に対し、感染症法に基づき鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、入院その他の必要な措置を講ずるよう要請する。(厚生労働省)

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

国は、都道府県等に対し、以下について要請する。(厚生労働省)

- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知するよう要請する。
- ・ 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。